

# 第 842 回 教育委員会会議録

日時 令和 3 年 5 月 1 8 日 (火)  
午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 0 5 分まで  
場所 御殿場市役所 5 階大会議室

## 出席者

1 番 教育長	勝亦 重夫	2 番 委員	杉山 ゆかり
		4 番 委員	勝又 英和
5 番 委員	渡邊 直子	6 番 委員	長田 光男

## 陪席者

教育部長

教育総務課課長

社会教育課長

学校給食課長

教育総務課課長補佐

社会教育課課長補佐

学校給食課副参事

西学校給食センター所長兼高根学校給食センター所長

学校教育課長

社会教育課図書館長

市民スポーツ課長

学校教育課課長補佐

社会教育課副参事

市民スポーツ課課長補佐

## 事務局

教育総務課副参事

教育総務課主任

## 議事

御教議第 21 号	御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 22 号	御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱又は任命について
御教議第 23 号	御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 24 号	御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第 25 号	御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 26 号	御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について
御教議第 27 号	御殿場市社会教育委員の委嘱について

御教議第 28 号	御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について
御教議第 29 号	御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 30 号	御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について
御教議第 31 号	御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について
御教議第 32 号	令和 3 年度就学援助について

## 開会

---

---

教育長

それでは、ただ今から定例教育委員会および協議会を進めさせていただきます。本日は大西委員は所用のため欠席の届け出が出ておりますので、大西委員は欠席となります。

ただ今から御殿場市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。

5 番 渡邊 直子 委員 と、

6 番 長田 光男 委員 をお願いいたします。

次に会期であります、本日 1 日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

## 教育長報告

---

---

教育長

新型コロナの感染拡大から、静岡県では県の警戒レベル5（特別警戒）、国の感染警戒区分がステージⅢ（感染者急増）に引き上げられました。9都道府県で緊急事態宣言が発出され、かなり緊迫した状況になっています。学校関係では、以前と同様に家庭内感染からウイルスが学校に持ち込まれ、感染が広がる例がほとんどです。家庭の協力がなければ感染の拡大は止められませんので、さらに家庭の理解と協力を求めています。

例年より3週間ほど早い梅雨入りとなりました。この時期は体調管理が難しくなります。子供たちへの保健指導を進め、健康的な生活が送れるようにしていきます。

では、行事の関係になります。

4月22日 御殿場市立幼稚園連絡協議会総会

教育長

市内の公立幼稚園の先生方によって構成される連絡協議会です。コロナの関係で、昨年度は実施できませんでしたが、今年度は規模を縮小して開催されました。連絡協議会は、先生方の研修等に力を入れています。

4月23日 原里小学校授業研修会

教育長

市の指定を受けている「アプローチ・スタートカリキュラム」の研修のために行われました。1年生の全クラスで授業が公開されました。

4月25日 五十雀山歩会総会

教育長

五十雀山歩会は、現在会員は254人です。13人の方が、高齢者（80歳）表彰を受けられました。

4月26日 部長連絡会定例記者会見北駿地区保護司会総会

4月27日 家庭教育学級運営委員研修会 庁議

バレーボール協会市長表敬訪問

教育長

バレーボールの全国シニア大会が、10月に御殿場市を会場に行われる予定です。

4月28日 静岡県都市教育長協議会

教育長

県の全市（政令市を含む）の教育長からなる協議会が、磐田市で開催されました。議事終了後、会場のながふじ学府小中一体校の施設見学を行いました。

4月30日 新任校長訪問（東小 朝日小）

5月8日 北駿中学校野球大会

教育長

2年ぶりに開催された大会です。御殿場市4校、小山2校が出場し熱戦が繰り広げられました。

5月10日 部長連絡会オリパラ推進本部会試験委員会

青少年補導委員委嘱状交付式

教育長

本年度も多くの方に協力していただき、補導活動を行います。取りまとめは、鈴木弓子社会教育指導員（前原里中校長）です。

5月11日 校長会園長会

5月12日 東部社会教育振興協議会理事会

教育長

本協議会は各市町の社会教育の振興を図るために、職員や社会教育委員の資質の向上を目的として運営されています。定期的に研修会が行われています。

5月14日 小山高校定時制教育振興協議会理事会・総会

教育長

御殿場市と小山町が協力して、小山高定時制の教育振興を支援しています。今年度は9人の入学がありました。真面目に勉学に励んでいるとの報告がありました。

5月15日 御殿場市スポーツ協会定期総会

教育長

功労章・・・福永和弘 伊倉吟好

優秀選手章・・・依田来巳 堀場早耶 遠藤健太郎

5月17日 部長連絡会 環境管理システム推進本部会 臨時校長会

5月18日 定例教育委員会

以上、教育長報告となります。

## 議事

---

---

教育長

それでは、はじめに事務局から一言お願いします。

教育部長

改めましてこんにちは。

以前のこの定例教育委員会より季節が1月ほど進んでいるような気がします。今年はびっくりするほど早く桜が咲きました。日曜日には例年より3週間あまり早く梅雨に入ってしまった。これから長梅雨になるのか、例年通りの梅雨の長さで、全校にいたエアコンがフル活用されるような暑い夏がくるのか、コロナ対策も含めまして委員の皆様には十分体調にご留意して頂きたいと思っております。

それでは本日の議題は12件ございます。議題が多くございますが慎重なご審議を頂くようお願いします。

教育長

それでは、議事に入ります。

## 御教議第 21 号 御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第 21 号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第 21 号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」につきまして、内容説明いたします。

議案書の 2 ページおよび御教議第 21 号資料をお開きください。就学支援委員会は特別な支援を要する児童生徒の特別支援学校および特別支援学級への就学支援の適正を作るため地方自治法に基づき設置するものです。

今回前委員の任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱または任命について教育委員会の承認を求めるものがあります。委員は御殿場市就学支援委員会設置条例の規定により 15 人以内とし御殿市医師会の代表、知識と経験を有する者、学校関係者、幼稚園及び保育所関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命をします。任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 21 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 21 号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第 22 号 御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第 22 号「御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第 22 号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」につきまして、内容説明いたします。

議案書の 3 ページおよび御教議第 22 号資料をお開きください。専門調査員は就学支援委員会において特別な支援を必要とする児童生徒の就学に関し専門的に調査をするために御殿場市就学支援委員会設置条例の規定に基づき設置するものです。

今回前調査員の任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となりましたことから、新たな調査員の委嘱または任命について教育委員会の承認を求めるものであります。

専門調査委員は条例の規定により市内の学校に勤める教員で、特別支援の経験を有する者、特別支援に関する専門的知識を有する者から委嘱又は任命をします。任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 22 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 22 号「御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第 23 号 御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第 23 号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第 23 号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」につきまして、内容説明いたします。

議案書の 4 ページおよび御教議第 23 号資料をお開きください。就園支援委員会は特別な支援を必要とする幼児が入園または在園する御殿場市立幼稚園の円滑な集団保育を推進するため地方自治法の規定に基づき設置するものです。

今回前委員の任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱または任命について教育委員会の承認を求めるものであります。

委員は御殿場市就園支援委員設置条例の規定により 10 人以内とし、御殿市医師会の代表、知識と経験を有する者、幼稚園及び保育所関係者、学校関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命をします。任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 23 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 23 号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第 24 号 御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第 24 号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第 24 号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」につきまして、内容説明いたします。

議案書の 5 ページおよび御教議第 24 号資料をお開きください。いじめ問題対策連絡協議会はいじめ防止対策推進法および御殿場市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に関し関係機関や諸団体との連携を諮るために設置するものです。

今回前委員の任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱または任命について教育委員会の承認を求めるものであります。

委員は御殿場市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の規定により 30 人以内とし、知識と経験を有する者、学校関係者、関係行政機関の職員から委嘱又は任命をします。任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 24 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 24 号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第 25 号

### 御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第 25 号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第 25 号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱又は任命について」につきまして、内容説明いたします。

議案書の 6 ページおよび御教議第 25 号資料をお開きください。御殿場市いじめの防止等対策推進委員会はいじめ防止対策推進法および御殿場市いじめ防止基本方針に基づき、小中学校におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うようにするため提出するものです。具体的にはいじめにより子供の生命、心身または財産に重大な被害が生じている疑いがあると認められるいじめの重大事態にかかる調査やいじめの実態を調査し適切に対処するための諮問などへの対応をお願いするものです。

今回前委員の任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱または任命について教育委員会の承認を求めるものであります。

推進委員会は御殿場市いじめの防止等対策推進委員会設置条例の規定により委員 5 人で組織し、委員は法律、医療、心理、福祉、または教育に関する専門的な知識を有する者から委嘱又は任命をします。任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 25 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 25 号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第 26 号 御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について

---

教育長

御教議第 26 号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第 26 号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について」につきまして、内容説明いたします。

議案書の 7 ページおよび御教議第 26 号資料をお開きください。学校結核対策委員会は学校における結核対策の推進をはかるため地方自治法の規定に基づき設置するものです。学校における結核保健診断の実施状況および結果の把握に関する事、精密検査対象児童生徒の管理に関する事等について調査や審議をお願いしております。

委員会は御殿場市立学校結核対策委員会設置条例の規定により、現在 8 人で組織しています。現在の委員の任期は令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間となっておりますが、この度、人事異動等により委員 8 名のうち学校関係者 1 名の退任が生じたので、後任者について前任者の在任期間を任期として承認をお願いするものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 26 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 26 号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第 27 号 御殿場市社会教育委員の委嘱について

---

教育長

御教議第 27 号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長

御教議第 27 号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」につきまして、内容説明いたします。

御教議第 27 号資料をご用意いたします。御殿場市社会教育委員について、社会教育委員は社会教育法に基づき社会教育に関して教育委員会に助言するため設置するものであり、当市では規則にも基づき、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱している者で、任期は 2 年となっております。この度、令和 3 年 3 月 31 日で任期が満了したため新たに委嘱するものです。委員は新任委員が 9 人、改任委員が 5 人の 14 人となります。

任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 27 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 27 号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第 28 号 御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について

---

教育長

御教議第 28 号「御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長

御教議第 28 号「御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について」につきまして、内容説明いたします。

御教議第 28 号資料をご用意いたします。令和 3 年度の青少年問題協議会委員の名簿になります。青少年問題協議会委員は地方青少年問題協議会法および御殿場市青少年問題協議会条例に基づき青少年の指導・育成・保護・矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な重要事項の調査審議することを目的に設置しているもので、委員の人数は 30 人以内、任期は 2 年となっております。この度、教員の異動等により 7 人の委員の変更があったため、新たに承認をお願いするものです。

新任の委員は 3 番、5 番から 9 番、12 番です。

なお任期は前任者の在任期間の 1 年間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 28 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 28 号「御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第 29 号

### 御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第 29 号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校給食課長

ただいま議題となりました、御教議第 29 号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」につきまして、内容説明いたします。

議案書の 10 ページおよび御教議第 29 号資料をご覧ください。学校給食センター運営委員会委員の名簿になります。学校給食センター運営委員会は給食センターの運営に関する必要な事項を審議するためにおいております。また、学校給食センター条例施行規則におきまして、委員は 20 名以内とし任期は 1 年となっております。委員は市立学校長、学校校医、学校薬剤師、学校 P T A 代表、その他教育委員会が必要と認める者から組織されております。こちらの名簿のとおり教育委員会の委嘱または承認を頂きたいと思っております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 29 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 29 号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第 30 号 御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第 30 号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

市民スポーツ課長

ただいま議題となりました、御教議第 30 号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」につきまして、内容説明いたします。

議案書の 11 ページおよび御教議第 30 号資料をご覧ください。当市ではスポーツ基本法第 31 条の規定に基づきまして、御殿場市スポーツ推進審議会条例を定めております。当審議会の内容としましては、年 2 回程度審議会を開催をいたしまして、審議会条例の第 2 条の職務にございますスポーツ施設等の整備に関することや当市のスポーツの推進に関すること等を審議いただくものでございます。

次に、審議会条例第 5 条の規定によりまして委員の任期は 2 年となっております。令和 3 年 3 月 31 日が任期満了となっておりますので、今年度、新たに委員の就任を要しております。審議会委員の定数は 20 人以内で組織することとなっております。本日は審議会条例の第 4 条に基づきまして、御殿場市教育委員会のご意見を聴取させていただいた後、6 月または 7 月に予定しております第 1 回のスポーツ推進審議会において委員の委嘱をさせて頂きたいと考えております。資料の方ですけど、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの審議会の委員の名簿がございますので、ご覧頂きたいと思っております。委員の選出につきましては区分の欄にございます各種団体に依頼を行い、推薦をしていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

教育長

御教議第 30 号についての内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がございませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 30 号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第 31 号 御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について

---

教育長

御教議第 31 号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 31 号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」につきまして、説明を申し上げます。

議案書の 12 ページおよび御教議第 31 号資料をご覧ください。御殿場市立学校設置審議会は御殿場市立学校設置審議会条例に基づきまして、新設校の設置場所および規模に関する事項や通学区域に関する事項について調査する審議会でございます。

2 年の任期で 15 人以内で組織することとなっております。新年度を迎えまして、委員の一部に変更が生じたことから新たな委員に対する委嘱に関して、教育委員会の承認を求めるものでございます。現在の委員は令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの任期でございますが、第 31 号資料の名簿中、区分欄におきまして新任と記載しております、2 番、4 番、5 番、6 番の委員が変更となりました。なお、任期につきましては前任者の在任期間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま御教議第 31 号についての内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がありませんので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 31 号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 32 号  
令和 3 年度就学援助について

---

教育長

御教議第 32 号「令和 3 年度就学援助について」を議題といたします。本案については非公開といたしますので、関係者以外はご退席の方をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 32 号「令和 3 年度就学援助について」につきまして、内容の説明を申し上げます。

非 公 開

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

御教議第 32 号についての内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 32 号「令和 3 年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。資料回収願います。

## その他・閉会

---

---

教育長

それでは非公開を解き会を続行します。他に何かございますか。

教育長

それでは他に無いようですので、本日の議事については終了いたしました。  
以上をもちまして、御殿場市教育委員会5月定例会を閉会といたします。

午後2時05分 閉会

---

## 会議録署名人

---

---

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

5 番委員

---

6 番委員

---